

佐々町水道工事施工管理基準書

平成31年4月

佐々町水道課

1. 水道工事施工管理基準

(総 則)

この水道工事施工管理基準は、佐々町水道工事標準仕様書 共通編1.4（工事施工）に規定する施工管理について、その基準を定めるものである。

(1) 目 的

この基準は請負工事による水道工事の施工管理の方法について定め、契約図書に定められた工期・工事目的物の出来形及び品質規格等の確保を図ることを目的とする。

(2) 適用範囲

1. この基準は、佐々町水道課発注の水道工事に適用する。ただし、請負工事の種類・規模・施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督員の承諾を得て他の方法によることができる。
2. 道路復旧等の施工管理は、各道路管理者等の定める基準によらなければならない。

(3) 構 成

施工管理 → ①工程管理 ②出来形管理 ③品質管理 ④安全管理

(4) 管理の実施

1. 受注者は、工事着手前に施工計画書を作成しなければならない。
2. 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後、明視できない箇所の施工状況・出来形寸法・品質管理状況・工事中の災害写真等を「工事写真撮影基準」により撮影して適切な管理の下に保管し、監督員の請求に対し速やかに提出できるようにしておくこと。また検査時には管理を行い提出しなければならない。

(5) 工程管理

受注者は、工程管理を工事の内容に応じネットワーク方式又はバーチャート方式等で作成した実施工程表により管理するものとする。なお、工程管理については特別に管理基準を定めない。

(6) 出来形管理

受注者は、出来形を「出来形管理基準」により管理し、設計値と実測値を対比して記録した出来形図又は出来形管理表を作成するものである。

(7) 品質管理

受注者は、品質を「品質管理基準」により管理し、品質管理図表等を作成するものとする。

(8) 規格値

受注者は、「出来形管理基準」及び「品質管理基準」により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

(9) 是正措置

1. 工程管理

受注者は、全体及び重要な工種の工程に遅れを生じたときは、直ちに原因を究明し改善策を立案して監督員と協議すること。

2. 出来形及び品質管理

- ・受注者は、測定（試験）値が設計（規格）値に対し偏向を示したり、バラツキが大きい場合は、直ちに原因を究明し改善を図ること。
- ・受注者は、測定（試験）値が測定値を外れた場合には、直ちに原因を究明し、改善策をたて、監督員の報告の上、その指示を受けること。

(10) 合格判定

出来形及び品質の合格判定は、出来形管理基準及び品質管理基準に基づき、次により行うものとする。

1. 出来形

測定項目及び測定基準により実測し、その規格値がすべて規格値の範囲内にあるとともに、その平均値は設計値以上でなければならない。

2. 品質

施工後の試験結果は、品質規格を満足しなければならない。

2. 出来形管理基準

(1) 出来形管理基準適用の留意点

1. この出来形管理基準は、検査に必要な最小限の基準である。従って各工事においては原則として、起点・終点及び各測点（No. ○）1スパン $L = 50\text{m}$ 毎の測点管理を行い、その内から各工種の測点基準により出来形管理表等を作成すること。
2. 管理位置については、あらかじめ施工計画書に記載すること。
3. 道路復旧等の施工管理は、各道路管理者の定める基準による。

(2) 各工種及び測定項目等

受注者は、出来形管理にあたっては、監督員と設計数量との整合性について協議し、適切な管理を行わなければならない。

3. 品質形管理基準

(1) 品質管理基準適用の留意点

1. この品質管理基準は、水道工事に使用する材料の品質と現場での施工に対する試験（測定）種目とその管理基準を定めたものであり、各工種の試験（測定）基準により品質管理表及び合格判定表等を作成すること。
2. 区分におけるその他：必須に次ぐ試験項目で、必要に応じて特記仕様書または監督員が指示した場合に試験（測定）を実施する項目とする。
3. 道路復旧等の品質管理基準は、各道路管理者の定める基準による。

(2) 各工種及び試験（測定）項目等

受注者は、品質管理にあたっては、監督員が現地において立会いまたは、確認する工種及び試験（測定）項目等について工事着手前に協議すること。

4. 工事写真撮影基準

(1) 工事写真撮影基準

1. 適用範囲

この基準は、佐々町が発注する請負工事の工事写真撮影に適用する。ただし、この基準に定めのないものについては、監督員が別途指示することとする。

2. 工事写真撮影計画

撮影計画は、実施工程表作成時点とし監督員と打ち合わせのうえ、工事写真撮影計画を策定すること。

3. 工事写真の分類

工事写真は、次のとおり分類する。

工事写真	→	① 着工前及び竣工	② 材料検査写真
		③ 施工状況（本管）	④ 施工状況（給水）
		⑤ 管布設工	⑥ 品質管理
		⑦ 安全管理	⑧ その他

① 着工前及び竣工

着工前と竣工の写真は、起点及び終点がわかる全景または代表部分写真とし、同一位置・方向から対比できるように撮影すること。ただし、撮影区間が長いものについては、つなぎ写真とし、起点・終点・中間点にポールを立て、位置（測点）表示をすること。

② 材料検査写真

指定された工事材料検査の実施状況及び確認された形状寸法等を撮影すること。

③ 施工状況（本管）

全景または代表部分及び主要工種の状況を、工事の段階にあわせて測点間（No. ○～No. ○）で撮影するものとする。工事進捗状況・工法・使用機械・規格寸法等（長さ、深さ、幅など）

④ 施工状況（給水）

施工状況（本管）と同様に、工事の段階にあわせて名称及び測点（○○宅）で撮影するものとする。工事進捗状況・工法・使用機械・規格寸法等（長さ、深さ、幅など）

⑤ 管布設工

起点から終点までの配管が一連となるように写真撮影するものとする。

5. その他

(1) 提出書類

1. 完成図書

- ① 概要（当初と変更）※変更は朱書き
- ② 実施工程表（当初と変更）※変更は朱書き
- ③ 竣工図
- ④ 管割図 ※竣工図に記入の場合は不要
- ⑤ 出来形管理
- ⑥ 品質管理（出荷証明書、試験成績表等）
- ⑦ 打合せ簿一覧
- ⑧ チェックリスト
- ⑨ マニュフェスト
- ⑩ 建設副産物（再生資源化報告書）
- ⑪ C D（竣工図）JWW

2. 完成写真

- ① 着工前及び竣工
- ② 材料検査写真
- ③ 施工状況（本管）
- ④ 施工状況（給水）
- ⑤ 管布設工
- ⑥ 品質管理
- ⑦ 安全管理
- ⑧ その他